

## 見守り 新鮮情報

未払い代金の債権回収をしているという業者からパソコンに**メール**が届いた。「**滞納**しているインターネット接続回線と有料サイト**利用料の請求**」とのことだが、**利用した覚えがない**。

「**期日までに連絡しないと、法的手段に訴える**」と書いてある。業者には連絡していないが、どうしたらよいか。

(80歳代 男性)



# 利用した覚えのない請求は 支払わずに無視しましょう!

## ひとこと助言

とにかく  
無視!



見守るくん

- パソコンや携帯電話などへのメールで、利用した覚えのない料金を請求される「架空請求」に関する相談が寄せられています。
- 「期日までに連絡するように」などと書いてあっても、絶対に連絡してはいけません。業者からの請求がエスカレートしたケースもあります。
- 「訴訟を起こす」「弁護士対応になる」など不安をあおるようなことが書かれていても、利用した覚えがなければ決して支払わず、無視しましょう。
- 支払い義務があるかどうか判断できない場合や心配なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。